

- 1 被処分者
商号 有限会社中山産業
代表者氏名 代表取締役 中山 穂澄
事務所所在地 熊本県鹿本郡植木町滴水 489
免許証番号 熊本県知事(9)第1307号
免許年月日 平成14年2月23日
- 2 処分年月日
平成16年6月2日
- 3 処分内容
業務の全部停止1月
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第65条第2項

熊本県公告第514号

県有財産を次のとおり売却する。
平成16年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
芦北郡芦北町道川内字前田170番1
宅地 592.86平方メートル
最低売却価格 8,900,000円
- 2 入札期日
平成16年7月2日(金) 午前11時
- 3 入札場所
芦北郡芦北町芦北2670 熊本県芦北地域振興局3階 大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成16年6月30日(水) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類、委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成16年7月12日(月)
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-383-1111 内線3308)

熊本県公告第515号

次のとおり一般競争入札に付する。